

用語解説 このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

い

遺族／法定相続人

【遺族】

- 当社(かんぽ生命)では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方にに基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、約款(死亡保険金受取人の死亡)の条文

- 他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある方をいいます。

か

加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる払込保険料総額や年金の年額をいいます。

しおり参照

「加入の制限」のページ

加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢です。
- 契約日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

(例) 36歳7カ月の加入年齢は、36歳となります。

契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

き

基準保険金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに保険契約申込書に記載された保険金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

基本契約

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

基本年金額

- 当社(かんぽ生命)と契約を締結するときに保険契約申込書に記載された年金の額(その額が変更されている場合は変更後の額)をいいます。

<

クーリング・オフ

- 契約の申し込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

継続年金

- 年金継続受取人が受け取る年金を継続年金といいます。

契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

契約関係者 (保険契約者／被保険者／年金受取人／ 年金継続受取人／保険金受取人)

【保険契約者】

- 当社(かんぽ生命)と契約を結び、契約上の権利(例えば、契約内容の変更権)と、義務(例えば、保険料の払い込み)がある方をいいます。

【被保険者】

- その方の生死などが保険の対象となる方をいいます。その方の生死に関して保険金や年金が支払われます。

【年金受取人】

- 年金を受け取る方をいいます。

【年金継続受取人】

- 保証期間内に被保険者が死亡したときに、残りの保証期間の年金を受け取る方を年金継続受取人といいます。

(注) 継続年金を受け取る権利は、ご契約者の相続財産となりますので、民法の相続の規定により、ご契約者から権利義務を承継した方が年金継続受取人となります。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。

契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。
(年金継続受取人を除きます。)

契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

契約内容案内書(保険証券)

- 契約した保険の内容(保険金額や保険期間、または年金額や年金支払期間など)を具体的に記載した書面で、当社(かんぽ生命)からご契約者に交付します。大切に保管してください。
- 契約関係者などに変更があった場合、変更後の契約関係者などを表示したご案内をお送りすることがあります。

契約日

- 契約の保障(責任)が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準となる日をいいます。

契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

し

失効

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た

第1回保険料相当額

- 契約の申し込みの際に、ご契約者が払い込むお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

つ

積立金(責任準備金)

- 将来の保険金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

ね

年金支払事由発生日

- 被保険者が年金支払開始年齢に達した日が年金支払事由発生日となります。

は

払込時期

- 毎月の保険料を払い込む期間をいい、月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がないので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

へ

返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社(かんぽ生命)からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

保険期間

- 契約上の保障(責任)が開始する日(契約日)から終了するまでの期間をいいます。
契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

保険金(額)

- 被保険者が死亡などの所定の支払事由に該当したときに、当社(かんぽ生命)から支払うお金(金額)をいいます。
契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

保険金の支払事由

- 被保険者の死亡などの保険金を支払う事由をいいます。

保険料

- ご契約者から、契約に基づき、保険金や年金などの支払いの対価として、当社(かんぽ生命)に払い込むお金をいいます。
契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

保険料払込期間

- 保険料を払い込む期間をいいます。
契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

保証期間

- 財形終身年金保険において、被保険者が、年金支払事由発生日以後に死亡した場合に、当社(かんぽ生命)が年金継続受取人に継続して年金を支払う一定の期間をいいます。

保障(責任)開始時／
保障(責任)開始の日

【保障(責任)開始時】

- 当社(かんぽ生命)が契約上の保障(責任)を開始する時をいいます。約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障(責任)開始の日】

- 保障(責任)開始時を含む日をいいます。
約款では「責任開始の日」と記載しています。
契約内容案内書(保険証券)、契約内容案内書に表示があります。

め

免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

約款

- ご契約者と当社(かんぽ生命)との「契約の加入から消滅までのとりきめ(契約内容)」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載しています。
- 約款には、「普通保険約款」、「特則条項」があります。
- 特則条項は、「普通保険約款」に記載している契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループの1つであり、当社(かんぽ生命)は業務の一部を委託しています。